

個人情報保護委員会（第 366 回）議事概要

- 1 日 時：令和 8 年 8 月 26 日（水）13:00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、
小笠原委員、穴戸委員、新保委員、藤井委員
佐脇事務局長、小川審議官、津村審議官、香月参事官、
日置参事官、片岡参事官、安藤参事官

4 議事の概要

- (1) 議題 1：個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律 政令・
規則等で定める事項の全体像（案）について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

新保委員から「五つの点について意見を述べたい。

一つ目は、改正により追加された複数の情報類型の交錯を横断的に整理すること、それから、条文の精読なしに伝わらない可能性がある点を解説していただきたいということである。

今回の改正により、これまでの個人情報、個人データ、保有個人データ、要配慮個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報、個人関連情報に、統計作成等関連の 3 類型、特定生体個人情報、連絡可能個人関連情報という情報類型が加わった。また、定義、義務、例外の相互関係、とりわけ、「～の規定にかかわらず」の明示列举により、何が解除されたのか、何が存続するのかという点を把握する必要がある。例えば、仮名加工情報や特定個人情報までも統計作成等の特例によって第三者提供ができるようになるわけではないことについては、条文の精読なしには伝わらない部分があるだろう。相当よく読まないといけない部分については、実務上、明確にした方がよいと考える。

ガイドラインで定める部分についても、例えば情報類型間の適用関係を横断する対応表、本人同意の判定フロー等を設け、どのような場合に同意を取らずに問題なく手続が進められるのかということや、一度利用目的を設定した後に同意があっても解除できない部分等を明確にするとともに、東ね改正された番号利用法と次世代医療基盤法、行政機関等に係る規律との平仄を一体的に示すことが必要ではないか。

二つ目として、技術中立性を維持していただきたい。特定生体個人識別符号の政令委任、統計作成等特例の行為類型の規則委任の基準等は、特定の技術・手法を示すことでは、今後の技術の進歩に追い付けない。技術の陳腐化への耐性を確保することが、今後の対応で求められる。

さらに、既存の判断枠組みや国際的な評価枠組みとの整合性を保つこと、国内外の事業者に一貫した予見可能性を与えることも重要である。その際

に、技術中立性という視点を重視していただきたい。

三つ目として、本人関与の実質化を様式から設計していただきたい。今回の改正では、特に統計等作成特例について、公表事項が重要な意味を持っている。特定生体個人情報については第 21 条の 2 の通知、利用停止請求については第 35 条の拡充、法定代理人の関与については第 40 条の 2 というように、本人関与のチャンネルが新設・拡充されている。本人同意の緩和という点について大きな注目を集めたところ、これだけ本人関与のチャンネルが新設されたことについては、法の実効性、本人関与の実質化という観点から、非常に大きな意義がある改正だと思う。

一方で、このような手続については、形式的に実施されるだけでは、法の趣旨が機能しない。公表・通知の記載の粒度、様式や掲載の恒常性、検索可能性、請求の受付体制、さらに、こども・法定代理人への到達方法等が、分かりやすく設定されることが前提条件となる。良い例・不十分な例を運用基準で示すなどし、それらを踏まえ関与手続が実質化して、初めて同意に代わるものとして正当化される部分もあるので、その点も考慮して必要な事項を示していただきたい。

四つ目は、執行の段階性、比例性、予見可能性である。課徴金については、対象行為、対価要件、相当の注意の考慮、算定と減免の基準、手続保障等については今後明確化していただくことになるが、併せて、指導、勧告、命令から課徴金に至る段階性も明確化していただきたい。命令違反によって課徴金が課される可能性を過度に懸念している方がいるが、これまでの経緯から、命令違反に対する罰則の適用がないこと等を踏まえ、そのような過剰な懸念の払拭に努めていただきたい。

それから、第 171 条の域外適用について、外国の事業者に対する調査・執行の方法と国際協力の枠組みも、海外の事業者がかなり関心を持っていることと合わせ、国内事業者に対しては、規律の平仄を実効化すること、つまり国内と国外の事業者に同様に執行することが必要になる部分もあるため、その点も踏まえていただきたい。さらに、中小事業者、学術研究機関については、義務の趣旨を損なわない範囲で、実務負担に配慮した実装例を示していただきたい。これが、今後の制度全体の受容性を高める上で重要である。

最後に、公布から 2 年以内という施行プロセス全体を、制度として設計していくことである。法律が改正されたということだけでなく、これからの施行に向けた準備において、政令、規則、ガイドライン等が、今回の法改正では重要な位置を占めている。この点の注目度が高いことからすると、検討工程表を公表することや、案の段階で十分な意見交換と多様な関係者との対話を行うことが不可欠である。

また、実務的には、施行前に取得・保有されていた情報への適用関係を、経過措置の有無も含めて確認的に明示することが求められており、施行ま

での段階的な対応によって、駆け込み的・不確実な処理を防ぐことも必要になると思う。あわせて、附則の検討事項、今後の３年ごと見直しを実証的に行われるように、公表・通知の実施状況、本人関与の状況、執行状況に関する情報の収集と公表の仕組みを、施行プロセス全体を制度として設計するという観点から、施行プロセスとともに整備の当初から組み込んでいただきたい。

これらを踏まえて、各制度の個別事項が検討されることを要望する」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

以上